

令和8年4月～  
事前協議開始

# 石狩市地域の防犯力向上対策補助金



## 町内会・防犯協会の皆さまへ

地域の安全・安心なまちづくりを支援します！  
※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています

### 【補助対象団体】

町内会、自治会、防犯協会など、地域の自主的な防犯活動を行う団体

### 【補助対象事業】 ※下記は補助事業の一例です



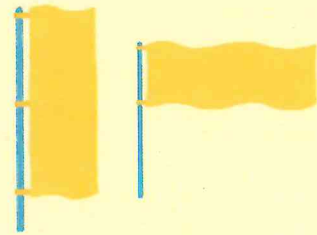
#### 防犯設備機器の整備

防犯カメラやセンサーライト等の整備（整備に係る機器購入費、設置工事費、附属設備等）など



#### 防犯パトロール

パトロール活動に必要な物品の購入（防犯ベスト、誘導灯等）など



#### 防犯啓発グッズの購入

防犯啓発用のぼり旗購入や掲示板設置、防犯見守りステッカーの購入、防犯啓発チラシの作成など

### 【補助金額】

1団体につき **最大 20 万円** を補助

※補助金の申請は1団体につき1回限り

### 【事前協議期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

### 【交付申請期間】

令和8年6月中旬 ～令和9年1月29日（金）

#### 【お問い合わせ】

石狩市 環境市民部 広聴・市民生活課 生活安全担当

電話：72-3143 FAX：72-3199

メール：seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

## 説明資料 10. 防犯力向上に関する合意形成について

標記報告は、石狩市地域の防犯力向上対策補助申請によりひまわり会館に防犯カメラ設置を行うものである。防犯カメラは公共の場所の撮影を目的としており、設置にあたっては個人宅等の私的空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう撮影範囲を必要最小限に務める。そのための地域住民との意思疎通が極めて大切であり、町内会組織として、それらの合意形成を図るものである。なお、当設置に伴い個人のプライバシー保護が図られるよう、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び「防犯カメラ設置運用規程」を遵守する。

### 1. 設置の目的

標記は、「石狩市地域の防犯力向上対策補助申請交付金」を活用し、町内の自主的な防犯活動を補完し、安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みである。なお、ひまわり会館では従来か防犯カメラの設置を試みているが、現在は設置機能がなされていない実情である。

### 2. 防犯カメラの設置について

#### ①設置カメラ

防犯カメラの設置は、会館玄関から外側、会館内部設置を計画している。

②石狩市補助申請額は、20万円を想定している。

③期間として市では4月から募集開始し、採択されたら年内に工事が行われる。

④録画機能のあるもの（SDカードやハードディスク等の記録媒体に画像を保存する）

### 3. 設置運用

防犯カメラの画像データや記録媒体については、漏えい、盗難ほかプライバシーに配慮し、紛失等を防止するため、関連機器の操作や画像データの確認を行う。その管理には、管理責任者を町内会長及び操作担当者をひまわり会館管理人を指定し運用人を限定する。

### 4. 地域の合意形成を図る

防犯カメラの設置について、役員会の審議及び総会報告などの意思決定を行うとともに、広く周知することで、地域住民の理解を努める。

以上

## 説明資料 11. 創立60周年記念式典の開催について

2016年創立50周年から10年を経過し、本年ここに60周年を向けることとなり、記念式典の開催を予定する。今回は10年の刻み年度であり記念誌の発刊は予定していない。かつ、式典費用については一部積立金より25万を運用する。